

令和2年度所沢市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和2年度所沢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	150,131 戸	
(2) 年間処理水量	37,883,000 m ³	
(3) 一日平均処理水量	103,780 m ³	
(4) 主要な建設改良事業		
下水道管渠布設及び更新事業		1,906,836 千円
施設整備改良事業		327,570 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 下水道事業収益			6,139,217 千円
第 1 項 営業収益			4,811,686 千円
第 2 項 営業外収益			1,327,107 千円
第 3 項 特別利益			424 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費			5,912,961 千円
第 1 項 営業費用			5,544,891 千円
第 2 項 営業外費用			358,070 千円
第 3 項 予備費			10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2, 881, 783 千円は過年度分損益勘定留保資金 2, 157, 423 千円、当年度分損益勘定留保資金 513, 427 千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 210, 933 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資 本 的 収 入		1, 555, 898 千円
第 1 項 企 業 債		839, 100 千円
第 2 項 固 定 資 産 売 却 代 金		25 千円
第 3 項 負 担 金		511, 733 千円
第 4 項 補 助 金		200, 864 千円
第 5 項 長 期 貸 付 金 償 還 金		4, 176 千円

	支	出
第 1 款 資 本 的 支 出		4, 437, 681 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		3, 311, 663 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金		1, 120, 018 千円
第 3 項 長 期 貸 付 金		6, 000 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
資本的支出	建設改良費	雨水管布設事業(若松町・下新井)(若松町地内ほか雨水管布設工事)	660, 500 千円	2	170, 000 千円
				3	490, 500 千円

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
生活排水処理施設整備方針検討業務委託料	令和 3 年度まで	11,500 千円
令和 3 年度開始前に契約事務を行う業務 (委託料・賃借料)	令和 3 年度まで	契約により決定した額

(企業債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	400,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 機構資金について、利率の 見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	439,100 千円			
計	839,100 千円			

(一時借入金)

第 8 条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 9 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金及び長期貸付金の間の流用

（ 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 ）

第 10 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 666,395 千円 |
| (2) 交際費 | 50 千円 |

（ 他会計からの補助金 ）

第 11 条 下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、110,000千円である。

（ たな卸資産購入限度額 ）

第 12 条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

所沢市長 藤本 正人